

厚生労働省委託事業「個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業 令和6年度 個別労働紛争解決研修について

[「令和6年度 個別労働紛争解決研修について」リンク先はこちらから](#)

【問合せ先】

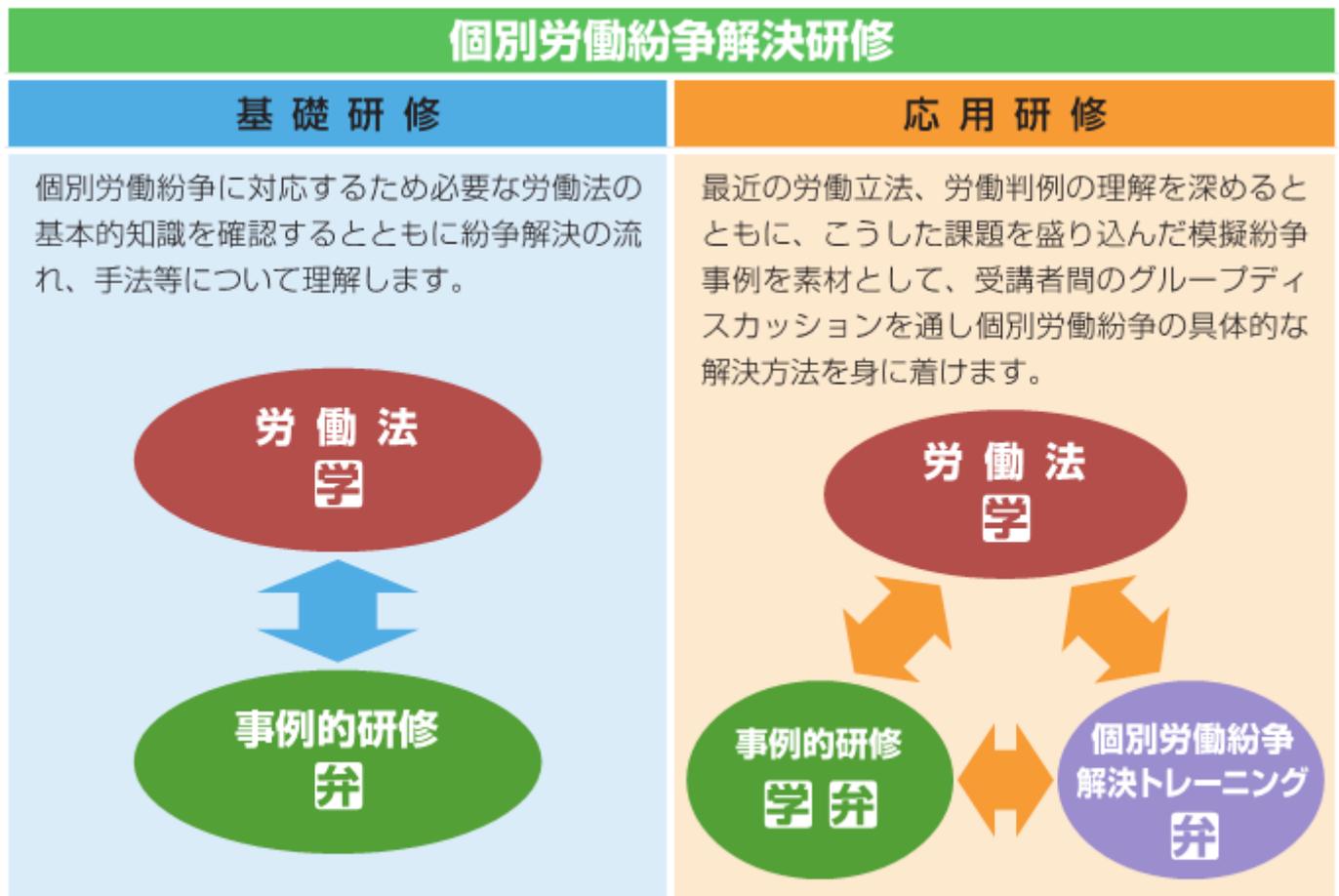
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(全基連)研修事業本部
電話番号 03-3518-9103

概要

近年、解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、雇止めなど、労働者個人と事業主との間の職場内トラブル(個別労働紛争)が頻発しています。

こうした中であって個別労働紛争の発生を予防するとともに、発生した労働紛争に適切に対応し、労働者が安心して働ける職場環境を整備することは、今や経営の最重要課題の一つとなっています。

本研修は、職場内の個別労働紛争の発生を防ぐとともに、発生してしまった紛争を早期に、円滑かつ適切に解決できる人材を育成することを目的として、①紛争の争点を把握し整理する能力、②争点ごとに事実関係を調査し、正確に把握する能力、③法令、判例や就業規則を踏まえ、有効な解決手段を見出す能力などを付与・向上することを目的として国の事業として開催するものです。



学：著名な労働法学者が担当

弁：労働事件に関する実務経験豊富な弁護士が担当